

介護老人保健施設幸寿園重要事項説明書

(通所リハビリテーションサービス)

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 0550880041 号)

当施設は、ご利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 施設経営法人（事業者）	1
2. ご利用施設の概要	2
3. 職員の配置状況等	2
4. 営業日及び営業時間・サービス提供時間	3
5. 通常の事業の実施地域	3
6. 提供するサービスの概要	3
7. 利用料及び支払方法	3
8. 協力医療機関と他機関の紹介	4
9. 施設ご利用の際に留意いただく事項	5
10. 非常時・災害時の対策	5
11. 事故発生時の対応について	5
12. 身体拘束の禁止	5
13. 苦情等の受付	5

1. 施設経営法人（事業者）

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 大仙ふくし会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県大仙市神宮寺字本郷道南78番地 |
| (3) 電話番号 | 0187-87-1112 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤原 正 吾 |
| (5) 設立年月 | 平成20年 3月 |

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の名称 介護老人保健施設 幸 寿 園
- (2) 施設の種類 介護老人保健施設
- (3) 施設の目的 看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的としております。通所リハビリテーションサービスは、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、家族の精神的、身体的負担の軽減に努めます。
- (4) 施設の所在地 秋田県大仙市強首字上野台 12 番地 15
- (5) 電話番号 0 1 8 7 - 7 7 - 2 2 2 6
- (6) 管理者氏名 加 藤 結 花
- (7) 施設の運営方針 利用者が、明るく家庭的な雰囲気療養できるよう処遇に万全を期し、地域、行政及び家庭との結びつきを重視した運営に努めます。
要介護者及び要支援者の家庭等で生活を継続させるために作成されたサービス計画に沿い、利用者や身元引受者の希望を十分に取り入れた通所リハビリテーションサービス(食事、排泄、入浴等の介助、リハビリ、状態に照らした適切な医療、看護)を提供します。また同意を得た通所リハビリテーションサービス計画書を利用者もしくは身元引受者に交付します。
- (8) 第三者評価 当園では行っておりません。
- (9) 開設年月 平成 2 年 3 月 1 日
- (10) 定 員 入 所 8 8 人
短期入所 (空きベッド対応)
通所リハ 9 人

3. 職員の配置状況等

当施設では、ご利用者に対して介護老人保健施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔職員の配置状況〕

※職員配置については、指定基準を遵守しています。 令和 5 年 6 月 30 日現在

	入所	通所	
職 種	職員数	職員数	職務の内容等
1. 管理者（医師）	1		施設管理、日常の医学的対応、職員の指揮監督
2. 事務長	1		事務管理全般の統括
3. 支援相談員	1		入退所相談、関係機関との連携、生活指導
4. 介護支援専門員（兼務）	1	(1)	施設サービス・通所リハビリ計画策定（兼務 3 名）
5. 看護師	9		看護業務、(毎日夜勤 1 名)
6. 介護員	25	3	介護業務、(毎日夜勤 2 名)
7. 栄養士（管理栄養士）	1		栄養指導、献立作成
8. 調理員	9		給食調理業務
9. 理学療法士・作業療法士	2	1	機能訓練、リハビリ計画策定
10. 事務員	2		庶務、会計事務
11. 技能員	2		運転業務、機械設備の維持管理

※ () は兼務人数

4. 営業日及び営業時間・サービス提供時間

(1) 営業日

毎週月曜日から金曜日までとします。ただし国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日は休業日とします。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後4時45分まで

(3) サービス提供時間

4月から9月 午前9時00分 から 午後4時00分
10月から3月 午前9時15分 から 午後3時45分

5. 通常の事業の実施地域

大仙市内で神岡地域自治区、西仙北地域自治区、協和地域自治区、南外地域自治区において実施します。

6. 提供するサービスの概要

サービスの種類	内 容
① 食 事	・栄養士が作成する献立により、栄養バランスと利用者の身体状況、病状及び嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事時間は次のとおりです。 昼食 11:45～
② 排 泄	・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
③ 入 浴	・一般浴槽により、利用者ひとりひとりの日常生活動作(ADL)に合わせてシャワーキャリー等を使用し、入浴の対応を行います。
④ 体位交換 離床・更衣等	・利用者の日常生活動作(ADL)に合わせて褥瘡を作らぬよう適宜体位変換を行います。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズム、利用者の日常生活動作に合わせて個々人に応じた更衣に配慮します。
⑤ 健康管理	・看護師のバイタルチェックの報告により、必要であれば医師の診察を行います。 ・医師の指示により、入浴できない場合もあります。
⑥ 機能訓練	・医師、理学・作業療法士等が共同して利用者の状況に適合した個別リハビリテーション実施計画を策定し、身体機能の低下を防止するよう努めます。
⑦ 相談援助	・居宅介護支援事業所と連携し、その人らしく地域で暮らしていくために必要な社会的サポートに努めます。 ・利用者の日常的な相談や家族からの相談にのります。

7. 利用料及び支払方法

利用料は、介護保険法により定められた利用者負担金と施設独自のサービス料金がかかります。(別紙「幸寿園利用料金表」をご覧ください。)

利用料金のお支払いは、原則として、指定金融機関の口座振替をご利用していただきます。前月分の利用料請求書を発行しますので、毎月15日に引き落としいたします。

請求明細書と領収書は、利用者または身元引受人が指定する送付先に送付します。

8. 協力医療機関と他機関の紹介

当施設では、下記の医療機関に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、対応していただくことができます。（ただし、下記協力医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。）

また、当施設での対応が困難な状態、専門的な対応が必要になった場合には他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

〔協力医療機関〕

名 称	JA 秋田厚生連 大曲厚生医療センター
所在地	秋田県大仙市大曲通町 8-65
電話番号	0 1 8 7 - 6 3 - 2 1 1 1
名 称	社会医療法人明和会 大曲中通病院
所在地	秋田県大仙市大曲上栄町 4 番 3 号
電話番号	0 1 8 7 - 6 3 - 2 1 3 1
名 称	医療法人慧眞会 協和病院
所在地	秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田 277 番地 1
電話番号	0 1 8 - 8 9 2 - 2 8 8 1
名 称	医療法人千裕会 佐藤内科クリニック
所在地	秋田県大仙市協和峰吉川字半仙 114 番地
電話番号	0 1 8 - 8 9 5 - 2 7 3 0
名 称	医療法人長慶会 豊島医院
所在地	秋田県大仙市協和境字野田 86 番地
電話番号	0 1 8 - 8 9 2 - 2 2 1 1

〔協力歯科医療機関〕

名 称	富塚歯科医院
所在地	秋田県大仙市刈和野字川原田 2 番地 28
電話番号	0 1 8 7 - 7 5 - 1 1 2 5
名 称	小坂歯科医院
所在地	秋田県大仙市刈和野字愛宕町 25 番地
電話番号	0 1 8 7 - 7 5 - 1 0 1 5
名 称	協和町歯科診療所
所在地	秋田県大仙市協和境字野田 21 番地 3
電話番号	0 1 8 - 8 9 2 - 3 1 6 6
名 称	井関歯科医院
所在地	秋田県大仙市朝日町 4 番地 14
電話番号	0 1 8 7 - 6 3 - 8 1 0 0

9. 施設ご利用の際に留意いただく事項

- 〔居室・設備器具の使用〕 施設内の居室や設備・器具は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- 〔所持品の管理〕 ご利用時に所持品の確認をさせていただきます。金銭・貴重品は、お持ちにならないようお願いします。
- 〔迷惑行為〕 喧嘩、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないでください。
- 〔食品の管理〕 おやつを提供していますので、特別な事情がない限り、食べ物の持ち込みはご遠慮願います。
- 〔宗教・政治活動〕 施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないでください。
- 〔ペットの飼育〕 禁止させていただきます。

10. 非常時・災害時の対策

- 【非常時の対応】 「介護老人保健施設 消防計画」により対応します。
- 【非常通報の体制】 自動通報設備により、消防署と全職員での連絡体制を確保しています。
- 【避難訓練】 夜間及び昼間を想定した避難訓練をご利用者・職員の参加で年2回実施しています。
- 【防災設備の概要】 非常通報設備、スプリンクラー、消火栓 12 箇所、消火器 23 器 他

11. 事故発生時の対応について

- ① 事故発生の際は、速やかに身元引受者及び保険者等(市町村)に連絡し必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ② 利用者の事故等に備え、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しております。
- ③ サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

12. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者様及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情等の受付

- (1) 当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けいたします。
 - 当施設苦情受付窓口（担当者）
職 氏 名 副主任介護員 ○○ ○○
 - 受付時間
毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日等は除く）
9：30 ～ 15：00
 - 他に「ご意見・ご要望箱」も設置しておりますのでご利用ください。
- (2) 社会福祉法人大仙ふくし会では、利用者や家族からの苦情等があった場合、利用者個人の権利を擁護し、早急な防止対策や適切な解決をはかるため、理事長が第三者委員を任命しております。（別紙参照）
第三者委員は利用者から苦情の直接受付もしております。社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮し、主に下記について適切な対応をいたします。

記

- ・ 苦情申出人への助言
 - ・ 苦情解決責任者への助言
 - ・ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
 - ・ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (3) 当施設以外でも苦情を受け付けております。

○大曲仙北市町村圏組合 介護保険事務所	電話 0187-86-3910
○大仙市役所（地域包括支援センター）	電話 0187-63-1111
○秋田県国民健康保険団体連合会	電話 018-883-1550
○秋田県社会福祉協議会（福祉サービス相談支援センター）	電話 018-864-2726

令和 年 月 日

通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人保健施設 幸 寿 園

説明者職名 副主任介護員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意し、受領いたしました。

利 用 者 住 所 〒

氏 名 _____ (印)

代筆者 _____ (印) 利用者との続柄 ()

身元引受人住所 〒

氏 名 _____ (印)